

建第728-85号

令和7年3月24日

全建総連 群馬県建築業組合連合会  
会長 宮下 喜八郎 様

群馬県県土整備部建築課長 茂木 好文



宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）の運用開始について（通知）

日頃より本県の建築行政及び開発行政に御理解と御協力を賜り、誠に感謝申し上げます。

さて、群馬県では盛土規制法に基づき、令和7年5月26日から県内全域を「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」に指定（中核市である前橋市及び高崎市は各市がそれぞれ指定）し、法律の運用を開始します。盛土規制法の運用開始後は、宅地だけでなく、農地や森林等の土地の用途にかかわらず、一定規模以上の盛土等の工事が許可又は届出の対象になり、また一定規模以上の一時的な土石の堆積（建設発生土のストックヤード等）も許可又は届出の対象になります。

また、令和7年5月26日の盛土規制法の運用開始時に着手済みの一定規模以上の盛土、切土又は土石の堆積については、盛土規制法第21条第1項又は第40条第1項の規定による届出が必要になります。

つきましては、下記のとおり周知用資料の送付及び盛土規制法に係る群馬県ホームページ「群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）について」のURL及び二次元コードをお知らせいたしますので、会員の皆様へ御周知いただきますよう、よろしくお願いたします。

#### 記

##### 【周知用資料】

- ・盛土規制法運用開始のお知らせ（周知用チラシ）（別添1）
- ・群馬県における盛土規制法運用開始前後の手続について（別添2）

##### 【ホームページ「群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）について」のURL及び二次元コード】

URL：<https://www.pref.gunma.jp/page/213599.html>

二次元コード：



事務担当者：建築課開発係 近藤

電話：027-226-3704（内3705）